



活用業務届出書

東経企営第14-0046号
平成26年6月30日

総務大臣

新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

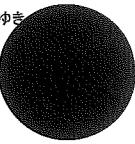
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅



日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、セキュリティサービス提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者等に対して、既存の当社のIP通信網（次世代ネットワーク※1を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備を次世代ネットワークのSNI、UNI※2に接続し、当該サーバ設備による当社の信号監視通信サービスと同種の回線監視サービスの役務提供を行うものである。

本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

※1 総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「次世代ネットワーク」とする。

※2 SNI (Application Server-Network Interface) …各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。UNI (User-Network Interface)との接続を含む。以下同じ。

(2) 主な業務の実施方法

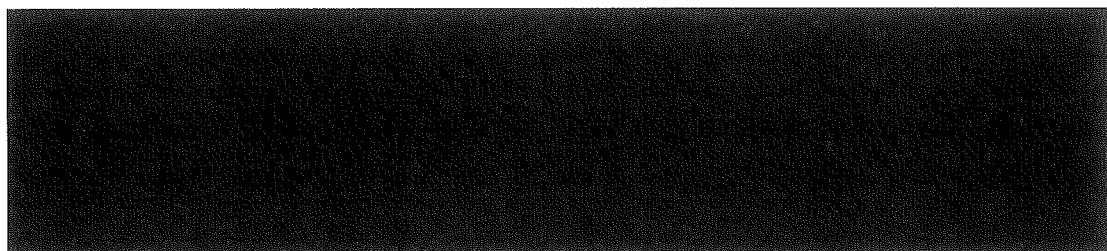
当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網、当社が構築または調達するサーバ設備及び当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能により、セキュリティサービス提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者等に対して、当該契約者が指定する当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を監視し、必要に応じてその状態を当該契約者に通知する業務を提供する。

また、当社が構築または調達するサーバ設備は、次世代ネットワークのSNIに接続して、セキュリティサービス提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者等に対して、当該契約者が指定する当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を監視するとともに、次世代ネットワークのUNIに接続して、当該回線状態を当該契約者に通知するものであり、当社のIP通信網とは別個の設備である。

2. 業務の開始の日

平成26年7月31日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金

(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

セキュリティサービスについては、社会情勢や安心・安全に対するニーズの高まりを受け、ITを利用した監視や見守りサービス等の多様なサービスが既に提供されており、企業や個人に広く普及している。

こうした中、これまで当社は信号監視通信サービスを提供してきたところであるが、当該サービスについては、PSTNのマイグレーションに関する概略的展望（平成22年11月）において「PSTNマイグレーションに先立ち順次終了見込みのサービス」として公表するとともに、信号監視通信サービスを利用する全てのセキュリティサービス提供事業者に対し、サービス終了時期を周知し、代替サービスとして既に利用が進んでいる光・IPや無線による監視サービスの提案を行い、当該事業者のエンドユーザーに対する具体的な移行計画の策定を働きかけているところである。

その際、一部のセキュリティサービス提供事業者より光回線の断線を検知する機能の提供について具体的な要望があったことから、当社は信号監視通信サービスの代替サービスのひとつとして、光回線監視サービス（仮称）を提供するものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

現在、IP通信網サービス及びIP電話サービスの提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、端末系伝送路設備、端末系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(2) 技術

現在、IP通信網サービス、IP電話サービス及び電話サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、IP通信網サービス、IP電話サービス及び電話サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いている。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考え方である。

これらに加え、セキュリティサービス提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者等に対して、当該契約者が指定する当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態の通知にあたっては、必要に応じて、当社の次世代ネットワークへの接続により、他事業者も同様に提供可能なものである。

なお、本業務を提供するサーバ設備は、既存の当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。

次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

また、次世代ネットワークのSNI、UNIについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定しており、他事業者も利用可能となるようオープン化措置を講じている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンしていく考え方である。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNI、UNIへの接続により対応するものである。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

加えて、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めるないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

（3）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNI、UNIへの接続により、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

（4）営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を

踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成26年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。
- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーオールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考え方である。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いている。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

加えて、本業務は、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNI、UNIへの接続により、他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

さらに、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務が次世代ネットワークのSNIへ接続する場合には、関連事業者が接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でのノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三

者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

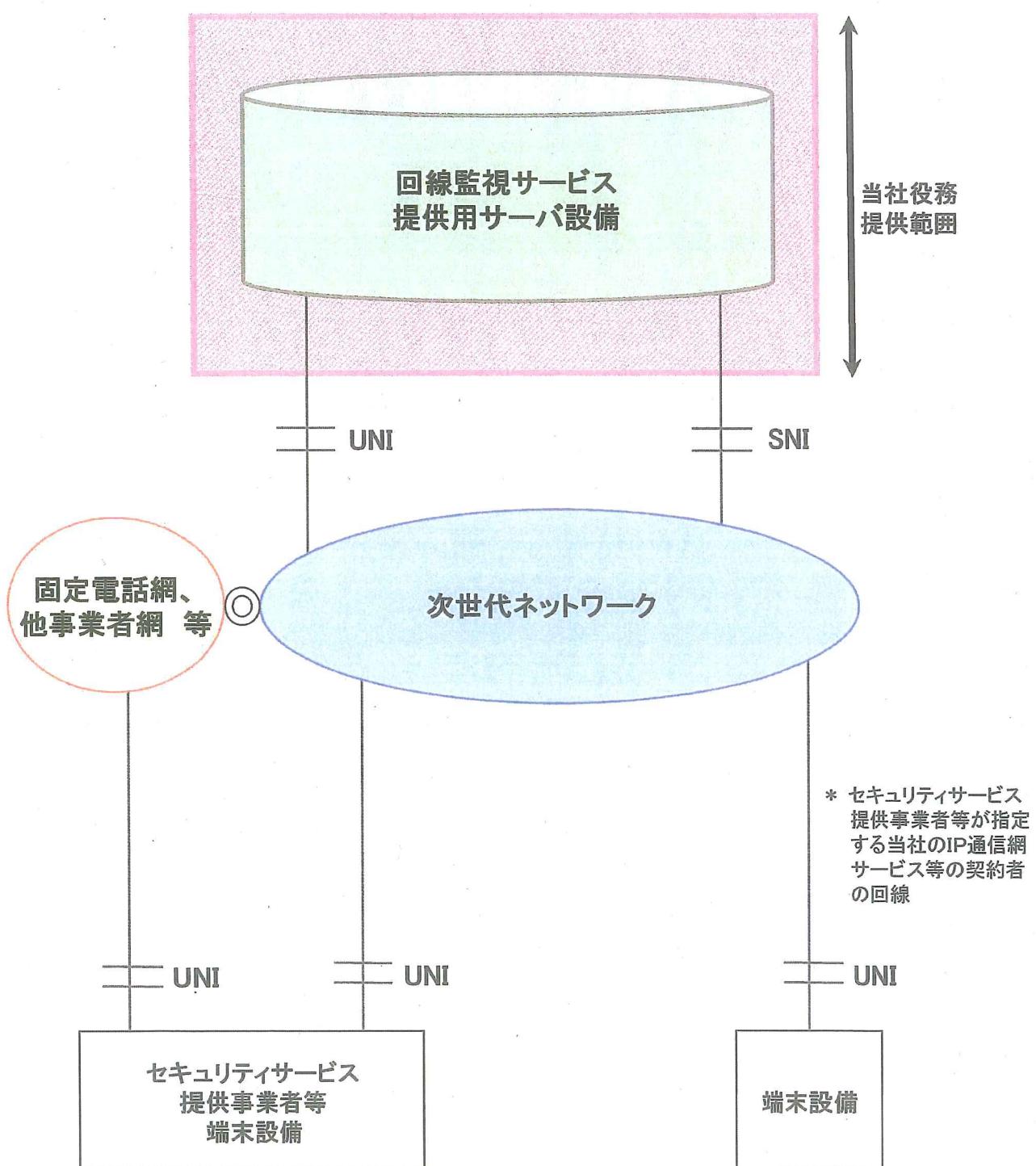
以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

添付資料

- 1. 当社のサーバ設備を利用した回線監視サービス設備
概要**
- 2. 収支算定・費用算定の考え方**

1. 当社サーバ設備を利用した回線監視サービス設備概要

:網掛部分が本活用業務の対象範囲



※UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

SNI(Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

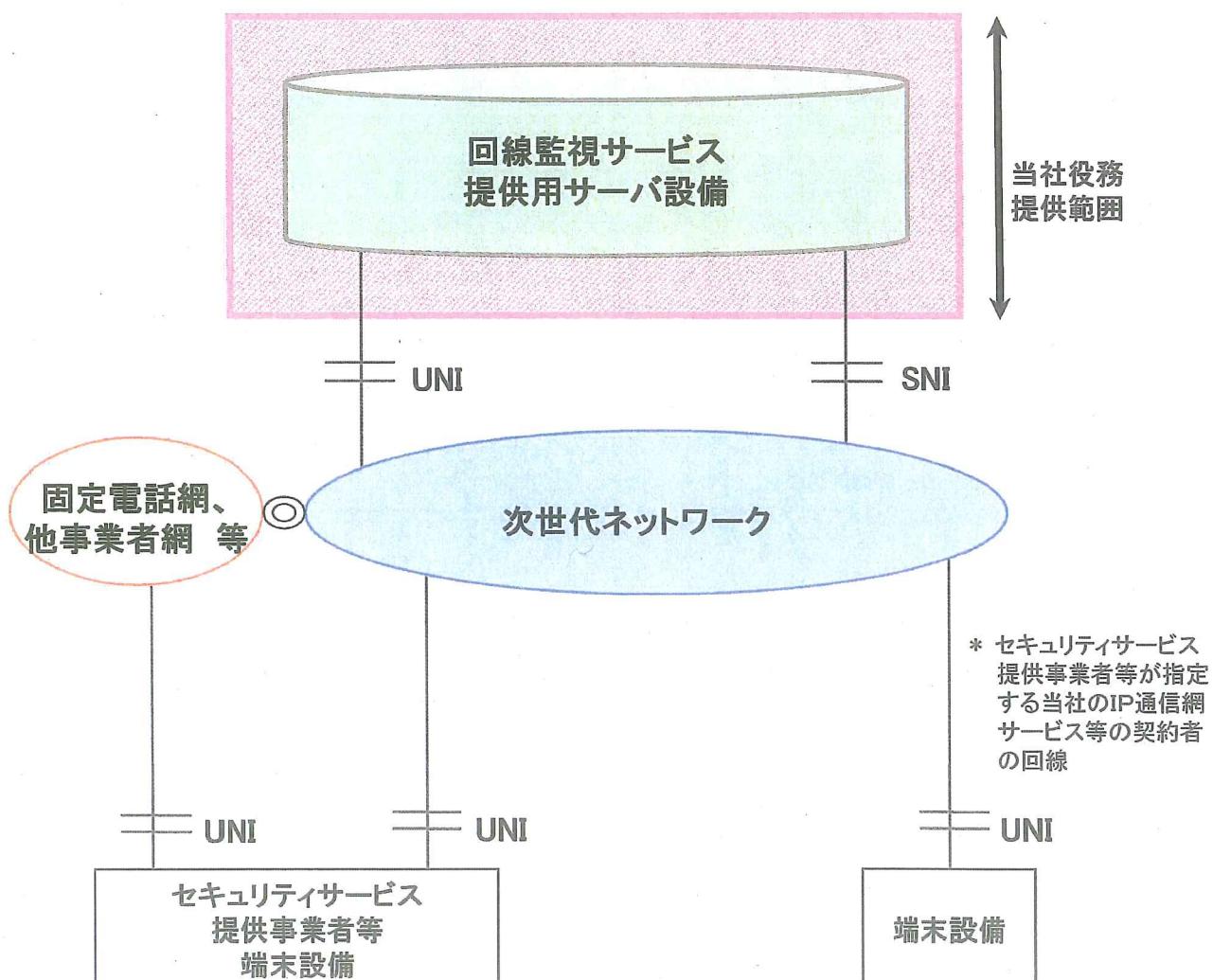
| 算定方法 |
|--------------------------------------|
| 当社サーバ設備を利用した回線監視サービスの料金額相当に需要数を乗じて算定 |

【費用】

| 算定方法 |
|-----------------------------|
| 回線監視サービスの提供用サーバ設備及び県間中継網コスト |
| 営業費 |

【収支対象範囲】

: 網掛部分が本活用業務の対象範囲



※UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

SNI(Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。